

(非公式訳)

投資委員会布告

第 10/2558 号

件名: クラスタ型特別経済開発区における投資奨励政策

仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名: 投資奨励政策および基準に引き続き、強固なバリューチェーン (Value Chain) の構築を将来の産業基盤づくりに活用することで国の投資可能性の向上を図り、新規投資企業や既存の投資企業から価値ある投資を誘致するため、また経済発展の地方分散化ならびに中小企業へのビジネスチャンスの創出を図るべく、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条第 2 段落、第 18 条、第 31 条および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り発布する。

1. 全県を投資奨励対象地域とする。
2. クラスタ型特別経済開発区における投資奨励に基づく恩典は以下の通りとする。
 - 2.1 **スーパークラスター**とは高度技術を使用する産業や、次世代産業のためのクラスターとする。
 - (1) 法人所得税を 8 年間免除する。免除される税額の上限は仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号における業種に基づくものとする。
 - (2) 法人所得税の免除期間終了日よりさらに 5 年間にわたり、投資から得られた純利益に対し、法人所得税を通常の税率より 50% 減税する。
 - (3) その他の恩典は 2014 年 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号に従うものとする。
 - 2.2 **その他の対象クラスター**とは農産品加工クラスター、繊維・アパレルクラスターとする。
 - (1) 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号に基づく恩典を付与する
 - (2) 法人所得税の免除期間終了日よりさらに 5 年間にわたり、投資から得られた純利益に対し、法人所得税を通常の税率より 50% 減税する。
 - 2.3 **クラスター開発支援事業**
 - (1) 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号に基づく恩典を付与する。
 - (2) 法人所得税の免除期間終了日よりさらに 5 年間にわたり、投資から得られた純利益に対し、法人所得税を通常の税率より 50% 減税する。
3. 条件
 - 3.1 クラスタ型特別経済開発区に立地する教育機関、研究機関、もしくは中核的研究拠点 (Center of Excellence: CoE) と、以下に定める形態で協力すること。

- 3.1.1 タレント・モビリティ (Talent Mobility)、職業統合学習 (Work-integrated Learning)、産学協同教育 (訳注：Sahakij Suksa：大学レベルの学生を企業に派遣し有用なインターンシップを行うこと
Thawiphaki：職業訓練学校の学生を企業に派遣し有用なインターンシップを行うこと) 事業による協力、もしくは
- 3.1.2 投資委員会が同意する人材開発または技術開発のための協力
- 3.2 2017年12月31日までに最初の収入が発生すること。必要に応じて投資委員会事務局は操業開始期限の延長を適宜検討する。
- 3.3 2016年12月30日までに奨励申請書を提出すること。
4. 各クラスターにおける奨励対象業種を以下の通り定める。
- 4.1 スーパークラスター
- 4.1.1 自動車・自動車部品クラスター
- 以下の業種で、アユタヤー県、パトゥムタニー県、チョンブリー県、ラヨン県、チャチェンサオ県、プラチンブリー県、ナコーンラーチャシーマー県に立地すること。

業種	条件
4.7 乗り物用エンジンの製造	下記の5部品中4部品以上を成形加工すること。 シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド
4.8 乗り物部品の製造	
4.8.1 高度技術を利用する乗り物部品の製造	
4.8.1.1 触媒コンバーターの担体 (Substrate) の製造	
4.8.1.2 電子燃料噴射システムの製造	
4.8.1.3 自動車用トランスミッションの製造	
4.8.1.4 電子制御ユニット (ECU) の製造	
4.8.2 安全および省エネルギー部品の製造	
4.8.2.1 アンチロックブレーキ装置 (ABS) または電子制御ブレーキシステム (EBD) の製造	
4.8.2.2 電子安定性制御 (ESC) の製造	
4.8.2.3 回生ブレーキシステムの製造	
4.8.2.4 アイドリングストップシステムの製造	
4.8.2.5 自動緊急ブレーキシステム	

業種	条件
<p>4.8.6.10 Differential の製造</p> <p>4.8.7 エンジンシステム部品の製造 4.8.7.1 Turbocharger の製造</p> <p>4.8.8 安全部品の製造 4.8.8.2 エアバッグ部品の製造 4.8.8.2.1 Inflator の製造</p> <p>4.12 オートバイの製造（総排気量が 248cc. 未満のものを除く）</p>	<p>を有すること。</p> <p>委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。</p> <p>1. 以下のエンジン部品の成形工程を有すること。シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、クランクケース、カムシャフト、コネクティングロッド</p> <p>1.1 総排気量が 248cc 以上 500cc 未満のオートバイを製造する場合、6 部品中、4 部品以上を成形加工すること。</p> <p>1.2 総排気量が 500cc 以上のオートバイを製造する場合、6 部品中、2 部品以上を成形加工すること。</p> <p>2. 構造的な溶接組立工程および吹付塗装工程を有すること。</p> <p>3. 部品製造、部品利用の計画を投資委員会に提出し、同意を得ること。</p>

4.1.2 電気・電子機器および電気通信機器クラスター

以下の業種で、アユタヤー県、パトゥムタニー県、チョンブリー県、ラヨー
ン県、チャチェンサオ県、プラチンブリー県、ナコーンラーチャーシーマー県に立地
すること。

業種	条件
<p>5.1 電気製品の製造 5.1.1 先進技術レベルの電気製品の製造</p>	<p>インターネットに接続することができる電気製品(Internet of Things)であること。</p>
<p>5.2 電気部品および/または機器、もしくは電気製品に使用される部品および/または機器の製造</p>	

<p>5.2.1 パワーインバーターの製造 5.2.1.1 工業用パワーインバーターの製造</p>	<p>製品設計の工程を有すること。</p>
<p>5.3 電子製品の製造 5.3.1 Organics&Printed Electronics (OPE)製品の製造 5.3.2 電気通信機器の製造 5.3.2.1 光ファイバーおよびワイヤレス通信システムに使用される発光、送信、受信機器の製造 5.3.2.2 その他電気通信機の製造 5.3.3 工業・農業用電子制御および測定機器の製造 5.3.4 安全管理機器の製造</p>	
<p>5.4 電子部品および/または機器、もしくは電子製品に使用する部品および/または機器の製造 5.4.1 Organics & Printed Electronics (OPE)部品の製造 5.4.2 太陽電池および/または太陽電池原材料の製造 5.4.3 電気通信機器部品の製造 5.4.3.1 光ファイバーおよびワイヤレス通信システムにおける発光、送信、受信機器部品の製造 5.4.3.2 その他電気通信機部品の製造 5.4.4 工業用、農業用、医療/科学機器用、乗り物用電子制御および測定機器部品の製造 5.4.5 安全管理機器部品の製造 5.4.6 HDD および/または HDD 部品の製造 5.4.6.1 先進技術 HDD および/またはその部品(Top Cover および Base Plate および Peripheral を除く)の製造</p>	<p>太陽電池製造は委員会が同意した製造工程とエネルギー収率を有すること。</p> <p>1. HDD 製造はデータ面密度 (Areal Density) が平方インチ当たり 2,000 ギガバイト以上であること。 2. 既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。</p>

<p>5.4.6.2 一般HDD および/またはその部品 (Top Cover および Base Plate および Peripheral を除く) の製造</p> <p>5.4.7 Solid State Drives および/またはその部品の製造</p> <p>5.4.8 太陽エネルギーを利用する機器および/または部品の製造</p> <p>5.4.9 半導体および/または半導体部品の製造</p> <p>5.4.10 フォトニクス (Photonics) 部品および/または機器および/またはフォトニクスを使用するシステムの製造</p> <p>5.4.11 フラットパネルディスプレイの製造</p> <p>5.4.12 フレキシブルプリント基板および/または多層プリント配線基盤および/またはその部品の製造</p>	<p>既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。</p> <p>既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。</p> <p>集積回路 (Integrated Circuit) の製造に使用される既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。</p> <p>委員会が同意した製造工程を有すること。</p> <p>委員会が同意した製造工程を有すること。</p>
<p>5.5 マイクロエレクトロニクス用資材の製造</p> <p>5.5.1 ウェハの製造</p> <p>5.5.2 薄膜フィルムテクノロジーを使用する素材の製造</p>	<p>1. 委員会が同意した製造工程を有すること</p> <p>2. 既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。</p>
<p>5.6 電子設計</p> <p>5.6.1 マイクロエレクトロニクスの設計</p> <p>5.6.2 組み込みシステム設計</p>	<p>1. 電子設計人員の給与費用が年間 150 万バーツ以上であること。</p> <p>2. 販売またはサービス提供から生じた収入は、内製または委託生産を問わず直接奨励プロジェクトあるいは商業用の下流の製造によるものも、事業の収入とする。</p>

4.1.3 環境にやさしい石油化学および化学品クラスター

以下の業種で、チョンブリー県、ラヨン県に立地すること。

業種	条件
6.2 環境にやさしい化学品またはポリマーまたは環境にやさしいポリマー製品の製造 6.2.1 環境にやさしい化学品またはポリマーの製造、または同一プロジェクトで環境にやさしいポリマーの製造工程を有する製品の製造 6.2.2 環境にやさしいポリマーからの製品の製造	1. 製品のライフサイクルにわたり環境負荷のより少ない化学品やポリマーの製造であること。これらの製品は、再生可能な資源からの原材料(Renewable Resource)を使用すること、製造工程に持続的なグリーンテクノロジー(Sustainable Green Chemistry)を使用すること、または有害物質にならない生分解性の製品であることを確認または認定されること。 2. 操業前にライフサイクルアセスメント(LCA)などの国際規格に基づき環境への影響を評価すること。 環境に優しいプラスチックまたはポリマーを使用した成形またはコーティング工程を有すること。
6.5 特殊ポリマー製品または特殊化学品の製造	
6.13 紙製品の製造 6.13.2 バイオプラスチックコーティング紙包装材の製造	生物分解性プラスチックを使用した製品のコーティング工程を持つこと。

4.1.4 デジタルクラスター

以下の業種で、チェンマイ県、ブーケット県に立地すること。

業種	条件
5.7 ソフトウェア 5.7.1 組み込みソフトウェア開発 5.7.2 企業アプリケーションソフトウェアおよび/またはデジタルコンテンツの開発 <u>デジタルコンテンツとは</u> - アニメーション、漫画、キャラクター - Computer Generated Imagery (CGI) - Web-Based Application および Cloud Computing - 対話型アプリケーション - ゲーム: Windows-based, Mobile Platform, Console, PDA, Online Game, Massive Multi-Player Online Game (MMOG) など - Wireless Location Based Service Content - Visual Effects	1. 情報技術開発人員の給与費用が年間最低150万バーツ以上であること。 2. 国家ソフトウェア産業促進事務局(Software Industry Promotion Agency SIPA)が指定したまたは同意したソフトウェア開発プロセスを有すること。 3. 土地代と運転資金を除いた投資金額が1,000万バーツ以上あるプロジェクトは、操業開始期限日から2年以内に国家ソフトウェア産業促進事務局からの品質規格証明書または能力成熟度モデル統合(Capability Maturity Model Integration (CMMI)の規格に応じる品質システム証明書または同等の証明書を取得しなければならない。できない場合、法人所得税免税権利恩典期間を1年間取り消す。

業種	条件
<ul style="list-style-type: none"> - Multimedia Video Conferencing Applications - E-Learning Content via Broadband and Multimedia 	4. 奨励されたソフトウェアに関連した販売やサービス提供から生じた収入は奨励対象事業の収入とする。
7.9 工業用地の開発事業 7.9.1.4 映画工業団地または工業区 (Movie Town)	映画工業区内に以下の設備を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> - 標準的な室内・屋外映画撮影スタジオおよび/またはテレビ番組の収録・撮影設備。 - フィルムの現像、複製、特殊効果、コンピュータによるアニメーション制作、映画用サウンドラボなどの撮影後のサービス。
7.9.2.2 ソフトウェア工業団地 またはソフトウェアパーク (Software Park)	1. 団地内全域に高速光ファイバーによる基本通信システムを有すること。 2. ソフトウェアパークと国内・国際通信センターとの間に高速通信システムを有すること。 3. 連続型予備電気供給システムを有すること。 4. 総面積が 5,000 平方メートル以上であること。
7.9.2.3 データセンター	1. 入居した顧客に、サーバーのコ・ロケーションサービス (Server Co-location)、マネージドサービス (Managed Service)、サーバーのバックアップサービス、災害復旧サービス (Disaster Recovery Services: DRS) などの サービスを提供すること。 2. データセンター用の面積が 3,000 平方メートル以上あること。 3. 国内・国際通信センターからデータセンターを結ぶ主要な高速通信システムを最低 4 回線有すること。国内通信システムは、速度が 10 Gbps 以上でそれを最低 3 回線有し、システム全体の 合計速度は 60 Gbps 以上であること。 4. メンテナンス中またはシステム内の機器交換中にもサービスを継続して提供できること。(Concurrently Maintainable) 5. データセンター全体の電力需要に対応できる連続定格 (Continuous Rating) のエンジン発電機 (Engine Generator) システムを有すること。またいずれのエンジン発電機が故障または停止した場合におけるバックアップシステムを有すること。 6. UPS、IT 冷却、UPS 冷却のバックアップデバイス・バックアップシステムを有し、サービスに影響がないように、メインデバイ

業種	条件
	<p>スに動作不良発生の際、直ちに作動すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 配電システムにおいてバックアップ用の独立配信経路を有すること。 8. 機器の破損または作動停止による損害リスクを防ぐためのフェイルセーフシステムを有すること。 9. 高効率の空調システムおよびそのバックアップシステムを有すること。 10. 全域に防火システムを有すること。 11. 24時間のセキュリティシステムを有すること。 12. ISO/IEC27001（データセンター）の認証を取得すること。
7.10 クラウドサービス（Cloud Service）	<ol style="list-style-type: none"> 1. ISO/IEC27001（データセンター）の認証を取得した国内のデータセンターに2ヵ所以上立地すること。 2. 各センターと中央データセンター間の接続速度はどれも10 Gbps以上であること。また同程度のバックアップ接続も有すること。 3. ISO/IEC27001（クラウドセキュリティ）とISO/IEC20000-1（クラウドサービス）の認証を取得すること。
7.20 タイ映画の制作	<ol style="list-style-type: none"> 1. タイの映画制作事業は、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーションの制作を含み、広告の制作を除く。 2. 法人所得税免除の対象となる収入は下記の通りとする。 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 CD、VCD、DVD など様々な形態による映画の販売を含む、著作権の販売による収入。 2.2 映画館と映画の販売代理店からの収益分配による収入。
7.21 映画制作向けサービス	<p>映画制作向けサービスは映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーション、コマーシャル制作サービスで、以下の範囲とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 映画撮影機および/または映画撮影機材のレンタルサービスは、映画撮影用のカメラ、カメラ動作補助機、映画撮影用照明機材などの主要な機材を有すること。 2. フィルム現像・印刷、および/またはファイル複製サービスは、フィルム現像機、フィルム印刷機、デジタルファイルの複製機などの主要な機材を有すること。 3. 録音サービスは、デジタル録音機、デジタ

業種	条件
	<p>ル音声編集機、デジタル音声ミキサーなどの主要な機材を有すること。</p> <p>4. 映像技術サービスは、映画やテレビ番組用の撮影機ではできない特殊映像制作用機械・機材を有すること。例えば、編集機、デジタル合成や特殊効果の制作機などの主要機器や機械を有すること。</p> <p>5. タイで撮影する海外映画制作のためのコーディネート・サービスは、撮影許可取得のための政府機関との連絡、撮影場所探し、スタッフの手配、撮影機材の手配などのサービスを含む。</p> <p>6. 標準映画撮影やテレビ番組制作スタジオのレンタルサービス。</p>

4.2 その他の対象クラスター

4.2.1 農産品加工クラスター

(1) 以下の業種で、チェンマイ県、チェンライ県、ランパーン県、ランブーン県、コーンケン県、ナコーンラーチャーシーマー県、チャイヤブーム県、ブリーラム県、カンチャナブリー県、ラーチャブリー県、ペッチャブリー県、プラチュアップキリーカン県、ラヨーン県、チャンタブリー県、トラード県、チュンポーン県、スラータニー県、クラビー県、ソンクラー県に立地すること。

業種	条件
1.2 植物または動物の品種改良（バイオテクノロジー事業の範囲外の場合）	<p>1. 研究開発活動を行うこと。</p> <p>2. 農業・協同組合省の政策によるセンシティブ項目に該当する植物の品種改良は、登録資本金の51%以上をタイ国籍者が保有すること。</p> <p>3. 奨励事業範囲内の植物の品種改良から生じる植物の繁殖による収益は奨励事業の収入とする。ただし、キャッサバの繁殖を除く。</p>
1.8 植物、野菜、果物、花の品質選別、包装、保存	<p>1. 果物の果肉検査センサー、高周波による殺虫処理、核磁気共鳴 (Nuclear Magnetic Resonance) の使用などの高度技術を使用する場合</p> <p>2. 種子用色彩選別機、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅処理、種子コーティングなどの先端技術を使用する場合</p> <p>3. 米の品質選別は先進技術を使用すること。</p>
1.11 天然エキスの製造または天然エキスからの	

業種	条件
製品の製造(薬品、石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く)	
1.12 天然材料からの有効成分 (Active Ingredient) の製造	作用と毒性について学術的に立証されなければならない。
1.18 医療食品 (Medical Food) または栄養補助食品 (Food Supplement) の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>医療食品製造の場合</u> 「医療食品」としてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) もしくは他の国際標準機関に登録されること。 2. <u>栄養補助食品製造の場合</u> <ol style="list-style-type: none"> 2.1 「栄養補助食品」としてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) もしくは他の国際標準機関に登録されること。 2.2 有効成分の抽出プロセスを有すること。
1.20 農産物取引センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地面積は 50 ライ以上であること。 2. 全面積の 60%以上が農産品に関する業務あるいはサービスであり、中に農産品の展示場あるいは取引場、競売センター、冷凍庫、倉庫を有すること。 3. 品質検査・選別、残留物質検査サービスを提供すること。

(2) 以下の業種で、カンチャナブリー県、ラヨン県、ソクラー県に立地すること。

業種	条件
1.14 天然ゴムからの製品の製造 (輪ゴム、風船、ゴムリングを除く) 1.14.2 天然ゴムからの製品の製造	
7.9.1.6 ゴム産業工業団地または工業区	委員会が定める条件に従うこと。

4.2.2 繊維・アパレルクラスター

(1) 以下の業種で、カンチャナブリー県、ナコーンパトム県、ラーチャブリー県、サムットサコーン県、チョンブリー県、チャチェンサオ県、プラチンブリー県、サケーオ県に立地すること。

業種	条件
3.1 繊維製品あるいはその部品の製造	
3.1.1 天然繊維または人工繊維の製造	タイ繊維産業機構 (Thailand Textile Institute) やタイ国家イノベーション庁 (National Innovation Agency) などの関係機関からの同意を得ること。
3.1.1.1 特殊繊維(工業用繊維 Technical Fiber あるいは機能性繊維 (Functional Fiber) の製造	
3.1.1.2 リサイクル繊維 (Recycled Fiber) の製造	国内の残り屑・廃棄物のみを使用すること。
3.1.2 糸または布の製造	タイ繊維産業機構 (Thailand Textile Institute) やタイ国家イノベーション庁 (National Innovation Agency) などの関係機関からの同意を得ること。
3.1.2.1 特殊糸または布(機能性糸 Functional Yarn または機能性繊維 Functional Fabric) の製造	
3.1.2.2 その他糸または布の製造	最初の3年間の総売上の0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・支出があること。
3.1.3 漂白、染色および仕上げ、またはプリントおよび仕上げ、またはプリント	1. 工業省の定める布告に基づいた廃棄物処理システムや環境保護システムを有する工業団地または奨励されている工業区に工場を設立または拡張すること。 2. 環境にやさしい技術を使用すること。
3.1.4 衣類、衣類部品、および家庭用繊維製品の製造	最初の3年間の総売上の0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・支出があること。

(2) 以下の業種で、バンコクに立地すること。

業種	条件
3.9 クリエイティブ製品デザイン・開発サービス	1. 以下の二つの要素が揃っていること。 1.1 デザイン用の情報システム 1.2 コンセプトデザインとコンセプトのプロトタイプ (見本) 作成システム 2. 以下のシステムの中でどれか一つを有すること。 2.1 エンジニアリングデザインシステム

	<p>2.2 プロトタイプ作成システムと性能試験システム</p> <p>2.3 プロトタイプ標準試験システムとユーザー検収テストシステム</p> <p>3. 全従業員の内 70%以上がタイ人であること。</p> <p>4. クリエイティブ製品デザイン・開発担当者の給与費用が年間最低 150 万バーツ以上であること。</p>
--	--

4.3 クラスタ開発支援事業

第 4.1～4.2 項で指定されるクラスタ地域に立地し、各クラスタで定められた産業に対し支援事業を行うこと。

業種	条件
<p>7.1 公共施設および基本サービス</p> <p>7.1.3 コンテナ方式による輸出品の検査およびコンテナ積載のための施設、または、埠頭外での輸入品の検査およびコンテナ方式による輸出品の積載保管場所 (Inland Container Depot: ICD)</p> <p>7.1.4 海上輸送のための積荷、積み下ろしサービス</p> <p>7.1.5 商業用空港</p>	<p>関係政府機関の同意を得ること。</p> <p>委員会が同意した最新技術を持つ積荷取り扱い機械を使用すること。</p>
<p>7.3 大量輸送および大型貨物輸送</p> <p>7.3.1 鉄道輸送</p>	<p>関係政府機関の同意を得ること。</p>
<p>7.4 ロジスティクス・センター</p> <p>7.4.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC)</p>	<p>1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。</p> <p>2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。</p> <p>3. IDC には追加で以下の条件がある。</p> <p>3.1 投資金額(土地代と運転資金を除く)が 1 億バーツ以上であること。</p> <p>3.2 5 カ国以上に対し物流を行うこと。</p>
<p>7.11 研究開発</p>	<p>1. 以下の通り、事業範囲を有すること。</p> <p>1.1 基礎研究 (Basic Research) とは、学術的に価値のある新しい知識の探求または研究で、将来的に製品開発、製造工程、サービスに応用できるものを指す。</p> <p>1.2 応用研究 (Applied Research) とは、新製品または工程を生み出すことを目</p>

	<p>的として、基礎知識を応用し、商業的な問題解決または知識向上のための研究を指す。ただし、関連する活動、例えば、工業向け、商業向けの生産フォーミュラの開発、製品設計、製造工程の設計を含む。</p> <p>1.3 パイロット開発 (Pilot Development) とは、基礎研究と応用研究から生産規模を拡大するために行われる活動を指す。パイロット開発は、市場のテストおよび/または工業レベルの製品設計を用いた製造工程に適した条件について情報を収集するためのプロトタイプおよび/または半工業レベルの製造工程のテスト開発である。</p> <p>1.4 デモンストレーション開発は、パイロット開発を行うことにより工業規模での製造工程をテストすることを指す。技術の信頼性を確認し、品質管理面の評価、コスト面の評価とともに工程の安定性および商業生産の可能性を実証する。</p> <p>2. 研究者数、学歴、研究経験を含めた研究者の詳細と研究開発プロジェクトの範囲についての詳細内容を提供しなければならない。</p> <p>3. 奨励事業成果に直接関わる収入、あるいは、内製・外注を問わず、商業目的のために下流の生産から生ずる販売あるいはサービスの収入は奨励対象事業の収入とする。</p> <p>4. 研究開発人員の給与費用は年間最低 150 万バーツ以上であること。</p>
<p>7.12 バイオテクノロジー (Biotechnology)</p> <p>7.12.1 バイオテクノロジーを使用した種子の研究開発および/または製造、または植物、動物、微生物の育種</p> <p>7.12.2 バイオテクノロジーを使用した薬品の研究開発および/または製造</p> <p>7.12.3 医療、農業、食品、環境の診断キットの研究開発および/または製造</p> <p>7.12.4 微生物、動物、植物の細胞を使用した分子生物学、生物学的活性物質の研究開発および/または製造</p>	<p>国立科学技術開発局 (National Science and Technology Development Agency: NSTDA) や タイライフサイエンス・エクセレンス・センター (Thailand Centre of Excellence for Life Sciences: TCELS) が同意する最新のバイオテクノロジーを使用すること。</p>

<p>7.12.5 バイオ製品の製造、および/または品質検査・管理、実験、研究開発に用いられる原材料および/または必要資材の製造</p> <p>7.12.6 バイオ物質の検査・分析、および/または合成、および/または品質管理、および/または確認サービス</p>	
7.13 エンジニアリングデザインサービス	エンジニアリングデザイン人員の給与費用は年間最低 150 万バーツ以上であること。
7.14 理科学実験サービス (Scientific Laboratory)	
7.15 計測器校正サービス (Calibration)	
7.19 職業訓練学校	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員会が同意したデザイン研修センターなど特定の分野での技術を教える教育訓練所であること。 2. 必要な設備、実習室などを有すること。

仏歴 2558 年 (2015 年) 9 月 16 日より有効とする。

発布日: 仏歴 2558 年 (2015 年) 10 月 27 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)
投資委員会委員長